

保育士等研修代替職員雇用費補助事業 概要

1 施行日

平成30年4月1日

2 趣旨

保育士等の研修受講を促進し、教育・保育の質の向上を図るため、保育士等が研修を受講した場合の、研修代替職員の雇用に要する経費を補助する。

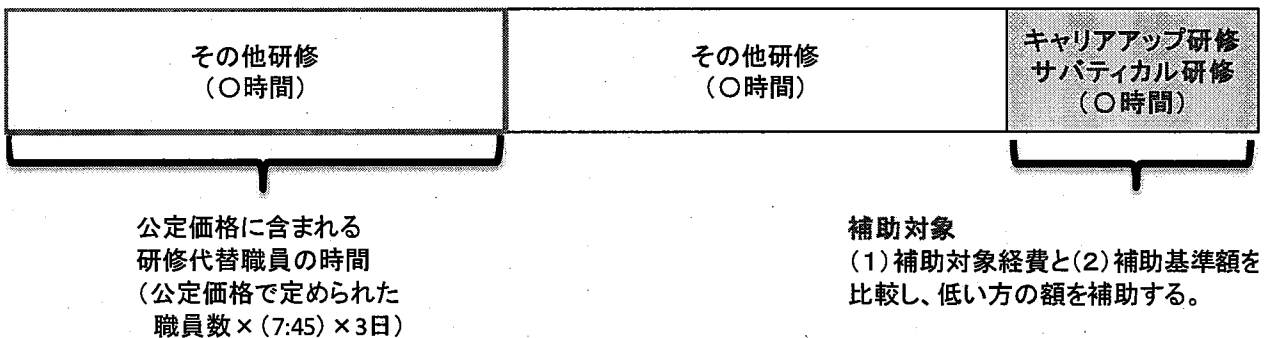
3 補助対象経費、補助基準額、補助額

保育士等がキャリアアップ研修及びサバティカル研修を受講するために、社会福祉法人等が雇用した研修代替職員に係る次に掲げる額（ただし、公定価格で支弁される研修代替職員雇上費用に含まれる分は補助対象としない。）

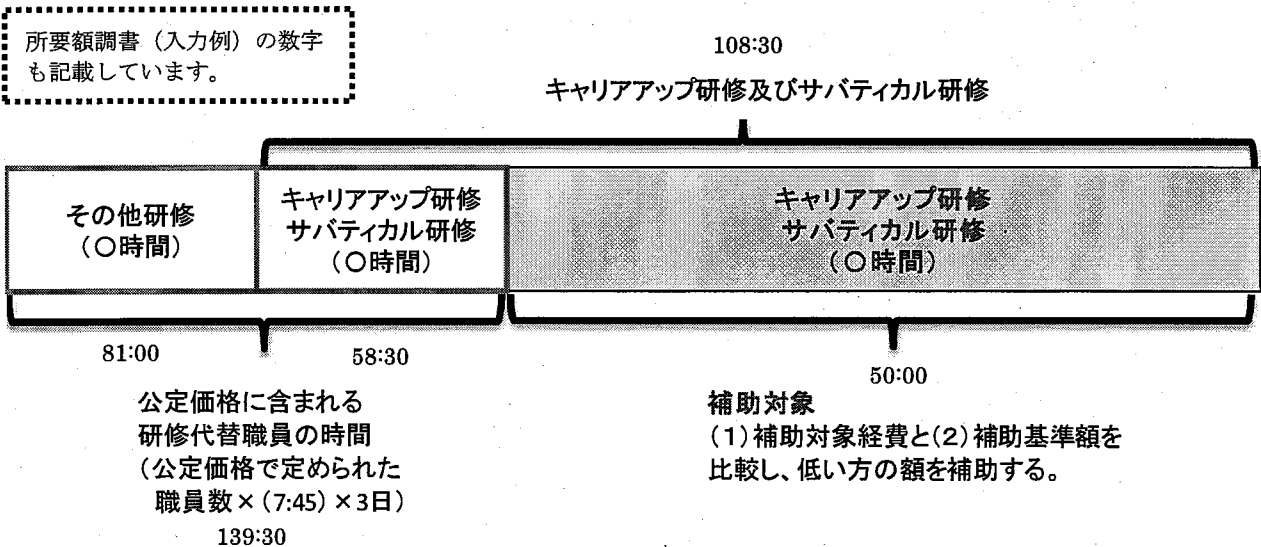
(※)「公定価格を超えた分」、かつ、「キャリアアップ研修またはサバティカル研修」に係るもの

- (1) 補助対象経費 研修代替職員に係る賃金及び交通費 (※)
- (2) 補助基準額 対象となる研修 (※) に要した時間に1日（7時間45分）当たり1万円を乗じた額
- (3) 補助額 (1) と (2) のいずれか低い額（千円未満切捨）

<イメージ図1> その他研修が「公定価格に含まれる研修代替時間」を超える場合



<イメージ図2> その他研修が「公定価格に含まれる研修代替時間」を超えない場合



4 補助対象施設・学校・事業所

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業所
- (4) 事業所内保育事業所
- (5) 家庭的保育事業所

5 補助対象職員（研修受講対象者）

「4 補助対象施設・学校・事業所」に勤務する全ての職員（短時間勤務職員を含む。）

6 研修代替職員

研修を受講する職員に代わって教育・保育を行う職員

※新たに雇用される職員のみならず、既に雇用している職員の勤務時間数を増やすことにより代替する場合も対象とする。

7 スケジュール

令和7年8月	交付申請及び交付決定を行います。
令和8年2月	実績報告依頼を行います
5月中旬	実績報告に基づき支払

実績報告時に必要となりますので、4月分から研修受講の記録を取るとともに、研修受講を証する書類を保管しておいてください。

（参考）国庫補助金

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金

保育の質の向上のための研修事業 補助率：国1/2、（市1/2）

対象職員：全ての職員、対象研修：全ての研修

※ただし、公定価格に含まれる研修時間分（公定価格で定める職員数×7.75時間×3日）は補助しない。

公定価格で定める職員数：（保育園の場合）

- ①年齢別配置基準数（0歳3：1、1・2歳6：1、3歳20：1、4・5歳30：1）
- ②90人以下定員の場合1人
- ③保育標準時間認定の児童がいる場合1人

キャリアアップ研修合計	94:00
サバティカル研修合計	14:30
その他研修合計	81:00
合計	189:30

No	氏名	職種	研修1	研修2	研修3	研修4	研修5	研修6	研修7	研修8	研修9	研修10	合計
1	千葉 はなこ	園長	キャリアアップ研修 開始 13:30 終了 17:30 4:00	キャリアアップ研修 開始 13:00 終了 17:30 4:30	その他研修 開始 13:15 終了 16:30 3:15	キャリアアップ研修 開始 13:00 終了 16:30 3:30	キャリアアップ研修 開始 14:30 終了 17:30 3:00	その他研修 開始 10:00 終了 18:50 8:50	その他研修 開始 7:00 終了 18:50 11:50	キャリアアップ研修 開始 15:00 終了 17:30 2:30	開始 終了	開始 終了	キャリアアップ研修 17:30 サバティカル研修 0:00 その他研修 23:55 合計 41:25
2	中央 ー	保育士	キャリアアップ研修 開始 9:00 終了 17:00 8:00	キャリアアップ研修 開始 9:00 終了 17:00 8:00	キャリアアップ研修 開始 9:00 終了 17:00 8:00	キャリアアップ研修 開始 9:00 終了 17:00 8:00	キャリアアップ研修 開始 終了 8:00	キャリアアップ研修 開始 終了 8:00	キャリアアップ研修 開始 終了 8:00	キャリアアップ研修 開始 終了 8:00	開始 終了	開始 終了	キャリアアップ研修 32:00 サバティカル研修 0:00 その他研修 0:00 合計 32:00
3	花見川 次郎	その他	その他研修 開始 7:00 終了 19:00 12:00	開始 終了	開始 終了	開始 終了	開始 終了	開始 終了	開始 終了	開始 終了	開始 終了	開始 終了	キャリアアップ研修 0:00 サバティカル研修 0:00 その他研修 12:00 合計 12:00
4	若菜 一三	保育士	キャリアアップ研修 開始 13:15 終了 17:40 4:25	キャリアアップ研修 開始 13:15 終了 17:40 4:25	その他研修 開始 13:45 終了 16:30 2:45	その他研修 開始 8:45 終了 12:45 4:00	その他研修 開始 14:15 終了 17:15 3:00	キャリアアップ研修 開始 8:00 終了 19:00 11:00	キャリアアップ研修 開始 8:00 終了 18:00 10:00	キャリアアップ研修 開始 8:00 終了 13:30 5:30	開始 終了 4:30	開始 終了 8:30	キャリアアップ研修 26:30 サバティカル研修 0:00 その他研修 28:35 合計 55:05
5	緑 太郎	保育士	キャリアアップ研修 開始 9:00 終了 18:00 9:00	キャリアアップ研修 開始 9:00 終了 18:00 9:00	サバティカル研修 開始 9:00 終了 18:00 9:00	その他研修 開始 9:00 終了 17:00 8:00	その他研修 開始 9:00 終了 17:30 8:30	サバティカル研修 開始 8:00 終了 13:30 5:30	サバティカル研修 開始 終了 5:30	キャリアアップ研修 開始 終了 5:30	開始 終了	開始 終了	キャリアアップ研修 18:00 サバティカル研修 14:30 その他研修 16:30 合計 49:00

研修記録

No1	氏名	千葉 はなこ
-----	----	--------

職種	園長
----	----

■外部研修

移動時間、休憩時間を含む。

No	研修名 ※キャリアアップ研修とサバティカル研修は リストから選択。それ以外の研修は手入力。	会場	研修日	開始	終了	備考
研修1	キャリアアップ研修	オンライン	R6.4.13 土	13:30	17:30	
研修2	キャリアアップ研修	オンライン	R6.6.12 水	13:00	17:30	
研修3	幼保運営課 施設長研修	千葉市役所 8階 正庁	R6.6.21 金	13:15	16:30	
研修4	キャリアアップ研修	京成ホテル ミラマール	R6.6.26 水	13:00	16:30	
研修5	キャリアアップ研修	京成ホテル ミラマール	R6.7.12 金	14:30	17:30	
研修6	教育・保育施設長専門講座	新横浜プリンスホテル	R6.9.2 月	10:00	18:50	
研修7	教育・保育施設長専門講座	新横浜プリンスホテル	R6.9.4 水	7:00	18:50	
研修8	キャリアアップ研修	オンライン	R7.3.3 月	15:00	17:30	
研修9						
研修10						

■内部研修

No	研修名	会場	研修日	開始	終了	備考
研修1	園内研修	千葉市園	R6.4.19 金	17:00	19:00	葉の預かり・アレルギー児について
研修2	園内研修	千葉市園	R6.5.16 木	17:00	19:00	若葉区会の話し合い
研修3	園内研修	千葉市園	R6.6.13 木	17:00	19:00	防災・安全 ヒヤリハットについて
研修4	園内研修	千葉市園	R6.7.18 木	17:00	19:00	ケース会議
研修5	園内研修	千葉市園	R6.9.19 木	17:00	19:00	ケース会議
研修6						
研修7						
研修8						
研修9						
研修10						

②公定価格に含まれる人数

園名	千葉市園
----	------

算出表(年間3日分の研修代替職員費用が公定価格で算定されている職員数)

クリーム色のセルに入力してください。

■定員数

保育認定子ども	50人
教育認定子ども	

■園類型

保育所

■児童人数(R●年4月1日時点)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5人	5人	5人	10人	10人	10人	45人

■年間3日分の研修代替職員費用が公定価格で算定されている職員数

6人

⑥要額調書

1 補助基準額

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
公定価格で定められた職員数(4月1日時点)	公定価格に含まれる研修代替職員の数 ①×(745)×3日	研修代替職員を配置した時間	②を超過する研修代替職員を配置した時間 ③-②	キャリアアップ研修時間	サバティカル研修時間	キャリアアップサバティカル ⑤+⑥	補助対象時間 (④との少ない方の時間)	補助基準額 (⑧÷(745)) ×10,000円
6人	139:30	189:30	50:00	94:00	14:30	108:30	50:00	64,516円

2 代替職員経費

(1)経費合計 76,200円 ……⑩

(2)内訳

項目	氏名	職種	時給	交通費(往復)	時間	日数	時間	日数	時間×時間	交通費×日数	時給×時間
1 代替職員費用	船橋 太郎	保育士	1,300円	600円	60:00	10日	10:00	○	13,000円	1,000円	14,000円
2 代替職員費用	市川 花子	保育士	1,400円	600円	66:00	9日	10:00	○	14,000円	1,200円	15,200円
3 既存職員で対応	一宮 和夫	保育士	1,600円	0円	40:30	15日	20:00	○	30,000円	0円	30,000円
4 既存職員で対応	鶴川 ひろこ	保育士	1,700円	0円	23:00	10日	10:00	○	17,000円	0円	17,000円
5	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
6	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
7	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
8	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
9	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
10	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
11	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
12	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
13	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
14	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
15	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
16	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
17	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
18	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
19	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
20	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
21	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
22	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
23	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
24	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
25	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
26	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
27	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
28	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
29	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
30	〇	〇	0円	0円	0:00	0日		○	0円	0円	0円
					189:30	44日	50:00	○	74,000円	2,200円	76,200円

3 補助金額

64,000円

⑨と⑩を比較し少ない額

※千円未満切り捨て

千葉県保育士等研修代替職員雇用費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育士等の研修受講を促進し、教育・保育の質の向上を図るため、社会福祉法人等の保育士等が研修を受講した場合の、研修代替職員の雇用に要する経費について、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会福祉法人等 社会福祉法人、学校法人及び次に掲げる条件に適合する者をいう。
 - ア 千葉県私立保育所設置認可等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」
 - イ 千葉県家庭的保育事業等設置認可等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による家庭的保育事業所等整備に係る設置主体適合条件」
 - ウ 千葉県幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園認定等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園整備に係る設置主体適合条件」
- (2) キャリアアップ研修 「保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）」に基づき、千葉県が実施する研修（委託を含む。）及び千葉県が指定した研修
- (3) サバティカル研修 千葉県と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明德短期大学との相互連携に関する協定に基づき実施する研修のうち市が指定した研修
- (4) 保育士等 第5条に規定する職員
- (5) 研修代替職員 研修を受講する保育士等に代わって教育・保育を行う職員
- (6) 公定価格 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」第1条第12号に規定する公定価格

(補助対象経費及び補助基準額)

第3条 補助対象経費及び補助基準額は、保育士等がキャリアアップ研修及びサバティカル研修を受講するために、社会福祉法人等が雇用した研修代替職員に係る次に掲げる額とする。ただし、公定価格で支弁される研修代替職員雇上費用に含まれる分は補助対象としない。

- (1) 補助対象経費 研修代替職員に係る賃金及び交通費
 - (2) 補助基準額 対象となる研修に要した時間に1日(7時間45分)当たり1万円を乗じた額
- 2 補助金の額は、補助対象経費又は補助基準額のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(対象施設等)

第4条 事業の対象となる施設・学校・事業所は、以下に掲げる社会福祉法人等が運営する施設・学校・事業所(以下「施設等」という。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (2) 児童福祉法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。)第1の1に規定する幼稚園型認定こども園
- (4) 告示第1の2に規定する保育所型認定こども園
- (5) 告示第1の3に規定する地方裁量型認定こども園
- (6) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (7) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (8) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(対象職員)

第5条 事業の対象となる職員は、事業の対象となる施設等で勤務する次に掲げる職員とする。

- (1) 児童福祉法第18条の4に規定する保育士
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項に規定する保育教諭(同法附則第5条第1項に規定する保育教諭を含む。)
- (3) 幼稚園教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者
- (4) 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第86号。以下「児童福祉条例」という。)附則第3条、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉市条例第47号。以下「家庭的等条例」という。)第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項若しくは第47条第3項又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日 府政共生1104号、26文科初第891

号、雇児発 1128 第 2 号)) の規定により保育士とみなされた保健師、看護師又は准看護師

- (5) 児童福祉条例附則第 11 条及び第 12 条、家庭的等条例第 7 条及び第 8 条、千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年千葉市条例第 46 号) 附則第 8 条及び第 9 条、並びに千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 28 年千葉市条例第 21 号) 附則第 5 項から第 7 項までの規定により配置する幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許を有する者及び市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
- (6) 園長、校長、管理者、副園長、教頭
- (7) 栄養士、栄養教諭、調理員
- (8) 保育補助者、事務員、用務員
- (9) その他市長が認める者

(交付申請)

第 6 条 社会福祉法人等は、規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が指定した期日までに、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士等研修代替職員雇用費補助金所要額調書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、その決定の内容を千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、社会福祉法人等に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、社会福祉法人等に対し、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、その旨及び理由を通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 規則第 5 条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)を行う場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 社会福祉法人等は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならない。
- (5) 関係法令、規則、及びこの要綱を遵守すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(交付決定の変更)

第9条 社会福祉法人等は、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を変更するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、社会福祉法人等に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を変更することが不適当と認めたときは、社会福祉法人等に対し、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金変更交付不承認通知書（様式第6号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

(実績報告)

第10条 社会福祉法人等は、規則第12条の規定により実績の報告をしようとするときは、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士等研修代替職員雇用費補助金実績額内訳書
- (2) 研修受講を証する書類（補助対象とならない研修を含む。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を調査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に対し、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた社会福祉法人等は、補助金の交付を請求しよう

とするときは、規則第16条第1項の規定により、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第13条 市長は、社会福祉法人等が次の各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1）施設等を設置しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、社会福祉法人等に対し、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（帳簿等の整備）

第15条 補助金の交付を受けた社会福祉法人等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（立入検査等）

第16条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、社会福祉法人等に報告させ、又は当該職員にその施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、千葉市保育士等研修代替職員雇用費補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。